

麻しん風しん混合ワクチンの接種はお済みですか

平成18年4月から麻しん風しんの予防接種は2回接種となり、平成20年4月から第3期、第4期の追加接種が加わりました。

対象者の方で、まだ接種がお済みでない方は、3月31日(土)までに予防接種を受けましょう。

対象者 第2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間
(平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ)

第3期：中学1年生に相当する年齢

(平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ)

第4期：高校3年生に相当する年齢

(平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ)

接種期間 3月31日(土)まで

※この期間を過ぎると、無料では受けられなくなりますのでご注意ください。

医療機関 足柄上郡5町、南足柄市、小田原市内の医療機関で接種できます。
詳しくは下記までお問合せください。

問合せ 健康福祉課 健康づくり係 TEL83-1226



女性の健康相談

女性特有の症状や悩みなど、女性を対象に、女性医師が、健康に関する相談をお受けします。

日時 1月17日(火) 9:30～11:30

場所 足柄上保健福祉事務所 2階 診察室

その他 予約制

申し込み・問合せ 足柄上保健福祉事務所 保健福祉課 TEL83-5111(内線464)

安全・安心まちづくり防犯講演会

安全・安心なまちづくりを推進するためには、自主防犯ボランティア団体の活発な活動が欠かせません。そのためには、一人ひとりの防犯意識の高揚と防犯への知識等が必要です。すでに、地域において自主防犯組織があり、活動を行っている団体をはじめ、防犯活動の組織がない地域においても、この機会にぜひご参加され、防犯活動に対し関心を持っていただきたいと思います。

日時 1月28日(土) 14:00～16:00

場所 町民文化センター 1階 展示ホール

講師 ①県安全防災局安全安心部くらし安全交通課

犯罪被害者支援担当課長 平井 和友 氏

「犯罪被害者を温かく支える地域づくりを目指して」

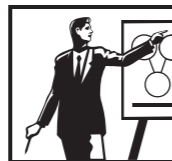
～神奈川県取組について～

②県警察松田警察署生活安全課防犯少年係 藤田 秀徳 氏

「身近な犯罪被害に遭わないために」

申し込み・問合せ 庶務課 防災防犯係 TEL83-1221 ※費用無料

※1月20日(金)までに庶務課窓口もしくは電話でお申し込みください。



筋力向上トレーニング（平成23年度第4期） 参加者募集！

対象者 65歳以上で、軽い筋力トレーニングに継続的に参加できる方

内容 ストレッチ、ダンベル・チューブを使った運動ほか

(運動習慣のない方でもできる運動です。)

日時 全9回 毎週木曜日 9:00～10:00

○初回は1月19日(木)

※初回は体力測定も行いますので、9:00～11:00になります。

場所 松田町民文化センター 展示ホール

講師 運動指導士

申し込み 松田町地域包括支援センター TEL83-1191 ※1月18日(水)締切

問合せ 健康福祉課 高齢介護係 TEL83-1226

中小企業の皆さん 信用保証料を補助します

対象 以下の全てに該当する中小企業者

・神奈川県経営安定資金融資を受けた者

・中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業者

・納期経過分の町税を完納している者

・町内で1年以上同一事業を営み、今後も引き続き事業を行う者

補助額 信用保証協会に払い込んだ保証料(限度額5万円)

申請方法 保証料の支払いから30日以内に、融資を受けた金融機関・県信用保証協会小田原支所を経由し、申請書を町へ提出してください。

問合せ 環境経済課 商工観光係 TEL83-1228

合併処理浄化槽維持管理助成金をご利用ください

対象者 湯の沢地区を除く寄地域の合併処理浄化槽の管理者

助成金額 年5,000円

申請方法 申請書に以下の書類を添えて提出してください。

①法定点検維持管理検査票 ②保守点検票 ③領収書

※申請書は建設課、寄出張所にあります。

問合せ 建設課 上下水道係 TEL83-1227

生垣設置奨励補助制度

ブロック塀は、大地震などによる倒壊の危険性があるため、町では既存ブロック塀の生垣への更新や、新たに生垣を設置することを推奨しています。なお、この制度の補助を受けるには事前に申請が必要となります。

補助対象 ①樹木の高さが、ほぼ均一(60cm以上)で、列状に植えたもの

②1m以内に2本以上植え、総延長5m以上のもの

③幅4m以上の道路に接している住宅敷地内であること

(法人が設置するものや、宅地の開発行為に係るものは除く)

補助金額 50,000円以内(限度額)

問合せ 建設課 計画管理係 TEL84-1332

水道メーター(量水器)の検針にご協力ください

水道メーターの「検針」は2カ月ごとに検針員がお伺いして、使用水量を調べてお知らせします。検針が能率よく、正しくできるようにご協力ください。

○メーターボックスの上に物や車を置かないでください。

○犬は出入口やメーターボックスから離してつないでください。

○メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。

○家の増・改築などで、メーターが床下や屋内になるときは、検針のしやすい場所へ移してください。

問合せ 建設課 上下水道係 TEL83-1227

悪質な投資勧誘にご注意！！

株や社債の取引に関し、高齢者を中心にトラブルが多発しています。不審に思ったら横浜財務事務所窓口へご相談ください。

・電話勧誘等にすぐ応じない。

・もうけ話を安易に信じない。

・よくわからない商品(未公開株など)には手を出さない。

こんな勧誘を受けたらご用心！

- ・「必ずもうかります」「元本は保証されています」
- ・「株を買い取ります」「買取にはあと〇株必要なので買い増しをしてください」

※無登録業者による未公開株の売りつけは原則として無効です。

相談窓口 財務省 横浜財務事務所 TEL045-681-0933

県警察本部 悪質商法110番 TEL045-651-1194

南足柄市 消費生活センター TEL71-0163

マンション・アパートなどの共同住宅に 太陽光発電を設置しませんか

県では、マンション・アパートなどの共同住宅において太陽光発電システムを設置する方に対して費用の一部を補助しています。詳細は県太陽光発電推進課にお問合せください。

補助金額 1kwあたり1万5千円、最大14万9千円までの補助となります。

対象システム 太陽電池モジュールが太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)に型番登録されていること。

その他 ・工事着工前に申請の手続きが必要です。

・募集期間 平成24年3月15日まで

※申請の受付状況により締切前に終了する場合があります。

・国の補助も別途受けることができます。

問合せ 県太陽光発電推進課 TEL045-210-4076

